

令和2年教育委員会第6回定例会会議録

開会日時 令和2年 6月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 齋藤初夫
委 員 塚本 亨
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・学校教育支援担当課長	柴田 賢司	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	大川 千章	・地域教育課長	尾崎 隆夫
・放課後支援課長	生井沢良範	・生涯学習課長	加納 清幸
・生涯スポーツ課長	南部 剛	・中央図書館長	尾形 保男

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和2年教育委員会第6回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は、報告事項等が3件でございます。

それでは、早速ですが報告事項等1「葛飾区立小・中学校の段階的な教育活動の再開における簡易な昼食の提供等について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは「葛飾区立小・中学校の段階的な教育活動の再開における簡易な昼食の提供等について」説明申し上げます。

1の「基本的な考え方」でございます。区立小・中学校につきましては、学校における感染拡大防止対策を可能な限り講じながら、6月1日より段階的に実施可能な教育活動を開始いたしました。

こうした中、学校再開に伴います給食の提供に当たりましては、第2週目及び3週目の分散登校実施時には簡易な昼食を、第4週目の通常登校実施時からは給食を提供してまいります。

簡易な昼食につきましては、品数1品と牛乳といった内容の献立としてございます。

続きまして、(1)「簡易な昼食の提供について」でございます。

簡易な昼食につきましては、時間的な制約の中、配膳の過程での感染防止のために可能な限り品数の少ない献立とするなどの工夫が求められます分散登校の実施時にありましても、子どもたちの学校生活への早期適応及び家庭に課題のある子どもたちへの対応などの観点から実施する必要があることから、提供に係る費用は公費負担とするものでございます。

今、申し上げました可能な限り少ない品数となりますと、学校給食法に基づく給食とはならないことも公費負担の理由としてございます。

10回の提供を予定している簡易な昼食にかかる公費負担の見込み額でございますけれども、小学生につきましては1人1食当たり190円で、約3,900万円ほど。中学生につきましては1人1食当たり220円で、約1,900万円ほど。小・中学校合わせて6,000万円ほどと見込んでおります。

続きまして、(2)「給食の提供について」でございます。

6月の第4週目から再開いたします給食につきましては、授業時数を確保するために各種行事を中止することにより、今後の提供回数及びそれに伴います費用が、例年と比較いたしまして増加することが見込まれます。

そのために保護者から徴収させていただきます給食費では賄えない不足額が生じることとなりまして、この不足額につきましては公費負担とするものでございます。

提供回数の増加する見込みの数でございますけれども、小学校で8回ほど、中学校で12回ほどを見込んでおまして、公費負担額は小学校で約3,900万円、中学校で約3,200万円、小・中合わせまして約7,100万円ほどを見込んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございます。通常夏休みとされていた7月下旬から8月7日までと、8月24日から9月までの期間における給食費もこれに含まれるということによろしいでしょうか。

○**教育長** 学務課長。

○**学務課長** 通常の夏休みであれば提供回数ゼロということでございますけれども、今般は授業時数確保のために夏休みを短縮する結果、8月には8回の給食提供回数を見込んでいるところでございます。

○**教育長** よろしいですか。ほかに。

塚本委員。

○**塚本委員** まず学務課長のご説明ありがとうございます。と申しますのは、やはりご説明いただきましたように、給食の在り方、子どもたちの学校生活の早期適応という部分と、家庭に課題のある子どもたちへの対応という部分で、給食を介しての保護者の方の負担という部分も軽減できたらと思いますし、大変な中でのご対応に感謝申し上げたいと思います。

まだまだ限られた、ソーシャルディスタンスを取りながらの給食だと思うのですが、やはり席を並べた隣に仲間がいて、そこで昼食を取るのだということは、想像する限りすばらしいことだと思いますし、英断に感謝いたしたいと思います。ありがとうございました。

○**教育長** そのほか。

望月委員。

○**望月委員** ご説明ありがとうございます。簡易な昼食の第2週、3週に関しまして、私が思っていたのは、おにぎりとか、例えばパン一つとかそういうものだと思っていたのですが、先ほど少し課長と話したときに、ちゃんと給食室で調理されているということをお聞きして、すごく安心しました。そうしていただいていたので、私としては子どもたちもよかったと思います。ありがとうございます。

○**教育長** そのほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等1をこれで終わりいたします。

続きまして、報告事項等2「令和元年度『放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）』の実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、私のほうから「令和元年度『放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）』の実施結果について」お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

初めに、1の「事業の目的」でございます。本事業、通称わくわくチャレンジ広場につきましては、小学校の授業終了後などに、小学校の施設を使用した学習や遊び、文化・スポーツ活動、体験活動などを通して、異学年の児童や地域の大人との交流を図り、児童の自主性、社会性及び創造性を養い、もって児童の健全育成に寄与するとともに、これらの活動を地域の人材が支援する仕組みをつくり、地域の教育力の向上を図ることを目的といたしまして、平成14年からモデル事業として開始し、平成18年度より、全校において実施しているものでございます。

次に、2の「実施状況」でございます。令和元年度におきましては、表の1行目、対象学年1年から6年、全学年を対象として実施した学校につきましては20校と、前年同数となっております。

対象者数に対する登録者数の割合である登録率、「c」の欄になりますが、こちらにつきましては81.6%と前年同率となっております。

延べ登録者数に対する延べ参加者数の割合である平均参加率、「f」の欄になりますが、こちらにつきましては16.7%と、前年より0.1ポイント増となっております。

また、こちら的人数でございますが、2月29日から3月31日の学校の臨時休業等に伴う中止期間の人数については除いているため、前年より1割程度の減となっております。

また、最後の行になりますが、サポーターの登録者数は1,185人ということで、前年度よりも14人増となっております。

近年、こちらのサポーター登録者数につきましては減少傾向にございましたけれども、昨年度サポーターの募集をするに当たり、ポスター等を作成し、町会ですとか掲示板のほうに掲載させていただいた、こうした取組の成果があったものと思います。

ちなみにこのようなポスターを作って、掲示板に貼らせていただいた次第でございます。

次に、3の「対象学年の拡大」でございます。各学校の運営委員会及びサポーターの方々と協議を重ねてまいりましたが、結果として対象学年の拡大には至りませんでした。今後、引き続き、新たな担い手の確保や運営の一部を事業者へ委託するなどの執行体制の見直しを含めて、児童指導サポーターの負担軽減も図りつつ、対象学年や実施日時の拡大に向けて、取り組んでまいります。

次に、4の「プログラムの充実」でございます。学習や文化・スポーツ活動を充実させる目的で、平成20年度からアドバイザーの配置を開始しております。プログラムの内容別実施校数につきましては記載のとおりでございます。

最後になりますが、次ページに各学校の詳細につきまして、別紙として「『放課後子ども事業

(わくわくチャレンジ広場)』全校実施状況一覧』を添付してございますので、後ほどご参照ください。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

塚本委員。

○**塚本委員** 1点だけよろしいですか。地域教育課長、ご説明ありがとうございました。対象学年の拡大、非常に大きな部分で、特にサポーターの方の高齢化という問題もありましようけれど、やはりそれと同時に実施状況が平成30年、令和元年と横並びで1年から6年まで20校でほぼ変わっていないのですが、全ての小学校の学年に拡大となると大変な作業かと思うのですが、努めていただくことと、今、ポスターを提示していただきましたように、地域住民のお力を随時いただきながら、このコロナ禍で経済ですとか社会全体が、構造的に落ち着きがない状況ですので、今年度すぐというわけには行かないのしょうけれども、日頃からこういう働きかけで次代を担う子どもたちのためになるということで、施策はぜひ進めていただきたいという感想を持ちました。お願いだけです。お答えは結構です。

○**教育長** ご要望ということで。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございました。この表を見せていただきまして、基本的な質問になってしまうかもしれないのですが、まず各校のサポーターの登録人数をざっと見ますと、大きな開きが見受けられました。

ただ、参加されているサポーターの人数というのが、この表からは読み取れなかったもので、そのあたりを教えていただきたいのと、実施状況の中で「再登校可」という欄がございまして、私も今、関わっている学校では再登校でわくわくチャレンジ広場に行くというのがなかったものですから、これの意図、あるなしがあるのはどういうことか、その辺の理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** まず、サポーターの学校別の登録者数の差異についてでございます。やはり学校によって運営状況が違うところはあるのですが、基本的には、メインルームと言われている教室の1部屋と体育館、校庭の3か所で見守りを実施してございます。

各箇所2名ずつ、計6名というのが基本の体制になっております。この6名を配置するに当たって、学校によって例えば、10人ぐらいで分担しているところもあれば、20人30人で分担しているところもあるというのが実情でございます。ですので、1人当たりの従事日数が大変変わっているということが一つ。

あとは、指導ボランティアということで子どもと一緒に、例えば勉強の補助をしたり、何か作

業をしたりするときのお手伝いみたいな形で入ってくれているボランティアが何人かいらっしゃいます。そういった方々を登録しているところは人数が多くなっているというところがございます。

再登校につきましては、各学校のわくわくチャレンジ広場の運営委員会の中でルールを定めているものでございます。基本的には、学校が終わってそのまま参加していただくのですが、中には事情があって一度帰宅した子がまた来るというところを認めている学校もあるというものでございます。以上でございます。

○青柳委員 ありがとうございます。再登校等で行き帰りの交通事故ですとか、そういう事故や何か問題にならないような工夫というのはされているのですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 実際に再登校、一旦帰ってから来る間に誰かが付添いで行っているかということに関しては、そこまでのフォローはできていないところでございます。

○青柳委員 分かりました。そういう事故がないように、くれぐれもよろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 そのほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項2を以上で終わりいたします。

続きまして、報告事項等3「区政一般質問要旨（令和2年第2回区議会定例会）」について報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、私から6月4日、5日に行われました令和2年第2回区議会定例会の一般質問の概要について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

7名の方からご質問がございました。全体で大体50件ぐらいの質問があり、少し多いので、今回につきましてもやはり教育長答弁を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

1人目の中江議員でございますが、8ページをお開けください。インターネット教材を活用した学習支援について、中学校だけでなく小学校も含めてネット環境のない家庭に直ちにタブレットを提供すべきというご質問でございます。

それに対しましては教育長答弁で、一部の家庭にインターネット環境がなく、教材を活用できない状況があると。受験を控えた中学3年生に、優先的にモバイルルータやタブレット端末を貸与するように進めています。併せて今後の貸与者の拡大についても、実施していきたいとお答えを差し上げました。

それ以外の答弁につきましては、学校教育担当部長、あるいは教育次長から答弁させていただきました。概略を申し上げますと、まず、全ての教職員にPCR検査を実施すべき。あるいは、子どもや教職員の心のケアのため、相談体制を充実する。教員の増員や少人数学級を国に求める

べき。学校行事が中止となっている中で、今後の学校独自の取組を支援すべき。それから、今年についてはチャレンジ検定を中止すべきだというご質問につきましては、学校教育担当部長から答弁を差し上げました。

PCR検査につきましては、必要な場合は医師の指示の下に実施しているので、全ての教職員を対象に実施する考えはない。心のケアについては、スクールソーシャルワーカーの派遣や相談体制の充実を行っているところです。教員の増員や少人数学級については、講師時数の追加や目的別加配教員の弾力的な活用が可能なため、国に求める考えはございません。学校独自の取組については、授業時間を確保した上で支援を検討いたします。チャレンジ検定は学習状況や子どもの負担を考慮しながら、実施時期等を検討していくという答弁を差し上げました。

また、教育次長から答弁を差し上げたのは、備蓄の統一基準等を作成すべき。就学援助の認定基準を引き上げるべき。給食費を当面無償化すべき。乳幼児、児童・生徒への図書券を配付すべき。給食食材提供者への支援を行うべきというご質問でした。

これにつきましては、ガイドライン等に従って感染予防をやっているので、統一基準をつくる考えはございません。あるいは就学援助については、コロナ禍による失業や減収について、現行制度で支援できるので、認定基準を引き上げる考えはございません。給食費については、分散登校中の簡易な給食と保護者からの徴収で賄えない今後の給食費の不足額については公費負担にするということで無償化を考えている。図書券配付については、ブックスタート事業、セカンドブック事業やかつしかっ子ブック事業で図書を配付しているので、図書券を配付する考えはございません。食材の提供者の支援については、3月発注分でキャンセルが利かない食材については公費負担をしたところがございますし、4月以降の分についても賞味期限切れになった食材については支払う予定です。保管食材を優先的に発注するなど、可能な限り対応していきたいという形でご説明を差し上げました。

それ以外に、学童保育クラブにつきましてもご質問がございましたけれども、これは後ほどご覧おきいただければ幸いです。

次に、自民党の池田議員でございますが、こちらについては、教育長答弁はございませんでした。

1件だけ、25 ページでございますけれども、水元小学校旧校舎を区民に公開すべきのご質問がございまして、公開に当たっては駐車場、駐輪場の確保などの条件整備が非常に難しいところがあります。専門家や地元の意見を伺いながら、他自治体の例などを調査・研究してまいりたいというご答弁を差し上げました。

続きまして、かつしか区民連合の中村けいこ議員からの質問でございますが、36 ページをお開けください。コロナ禍への対応と今後の対応の考え方というご質問で、まずはコロナ禍において、かつしかっ子学習スタイルやチャレンジ検定を今後どうしていくのかというご質問でござい

ます。かつしかっ子学習スタイルについては、今後のICT活用の機会増加を踏まえ、ICT活用に関する項目を加える見直しを検討する。また、チャレンジ検定については、今年度臨時休業により、出題範囲の学習が予定より進んでいないため、授業の実施状況や児童・生徒の負担に配慮しながら、実施時期の見直しについて検討するというご答弁を差し上げました。

それ以外につきましては学校教育担当部長答弁とさせていただきますが、概要といたしましては、各学校における臨時休業中の取組、それからオンライン授業について、区や学校に寄せられる意見の取り入れについて。出席欠席の取扱いについて。幼児教育における弊害と今後の幼児教育の実践についてというご質問がございまして、学校教育担当部長のほうから答弁を差し上げました。

臨時休業中は、プリント課題やインターネット教材により学習支援を行うとともに、家庭訪問や電話によって児童・生徒の生活の様子や学習状況の把握に努めました。オンラインでは、テレビ会議システムでのやり取りや動画配信による授業に取り組んだ学校もございましたけれども、ネット環境が備わっていない方もあることから、全ての学校では導入いたしませんでした。今後インターネットを活用した学習について推進をしていく。保護者から寄せられた意見については真摯に受け止め、今後の教育環境の構築に取り組んでまいります。出席欠席の取扱いについては、文部科学省の措置に基づき、適切に対応いたします。幼児教育に生じる弊害は、子ども同士の協同的活動が十分にできないことにあるので、今後の幼児教育実践に当たっては、感染防止対策を年齢に応じて理解し、実践できるようにすること。各園で創意工夫して、幼児教育を進めることが大切であると考えているという答弁を差し上げました。

続きまして、颯新かつしかのうめだ議員の質問でございますが、こちらも教育長答弁はございません。

質問概要としては、一つは、学校看護師の労働契約について。もう一つは、オンライン授業についてICT機器の貸出状況や家庭における利用状況のばらつき、コンテンツの拡充についてのご質問がございました。

学校看護師との労働契約につきましては、令和2年度から会計年度任用職員として運用しますという答弁をいたしました。また、オンライン授業につきましては、モバイルルータとタブレット端末を7月以降に中学3年生から優先的に貸与、今後も貸与者の拡大を計画していますと。それから、授業動画の視聴環境の整備の検討をしていきますという答弁を差し上げました。

続きまして、自民党の高木議員からのご質問でございますが、45ページをお開けください。教育長答弁でございます。まず、二つご質問がございまして、一つはICT学習のメリットとデメリットはどこにあるか。それから、もう一つが習熟度別学習及び自主学習のための環境づくりにどのように生かしていくのかというご質問でした。

ICT学習のメリット・デメリットですが、メリットは児童・生徒が個々の教育的ニーズや理

解度に応じて学習活動ができること。また、教員が児童・生徒の学習の履歴を的確に把握しながら、資質や能力をより確実に育成できること。デメリットとしては、児童・生徒が自ら学習しようとする意欲が必要である。視力や姿勢等、健康への注意が必要であること。学習とは無関係の情報へのアクセスやネット上のいじめについて、配慮を要することが考えられるというご答弁をいたしました。また、習熟度別学習及び自主学習のための環境づくりに関しましては、1人1台タブレット端末を活用できるようになると、学校での対面授業による学びに加え、家庭学習において相互補完ができるようになる。ICTを使った自主学習によって、児童・生徒一人一人が同じ課題を何度も繰り返したり、分かるところまで戻って学習したり、興味により学習の範囲を広げたり、それぞれに応じた学習を行うことが可能となる。自主学習では、自分で取り組んだ結果が可視化されることから、意欲の向上が期待できるが、興味・関心を高めるためには教員の適切な言葉掛けなどの動機付けも必要であると考えている。児童・生徒、保護者に寄り添った学習支援に取り組んでいくというご答弁を差し上げました。

続きまして 48 ページでございます。教育長答弁でございます。質問は臨時休業中の学習支援の状況及び学習の遅れへの対応についてというご質問でございました。

答弁としましては、臨時休業中においてはプリントによる学習課題の配付に加え、インターネット教材を活用した学習支援を導入し、家庭学習の充実を図った。学習の遅れを取り戻すために夏季休業を 17 日間に短縮し、授業時数を確保する。また行事の精選も行い、学校での学習指導を充実していきたい。学校再開後、引き続きインターネット教材を活用した学習支援も含め、授業と組み合わせ家庭学習を有効に進められるよう、各学校で工夫して取り組んでまいりますという答弁をいたしました。

50 ページでございます。こちらは中学3年生への学習支援についてのご質問です。答弁といたしましてはICT活用に全ての児童・生徒の学びを保障するため、タブレット端末や家庭内の通信機器等の環境整備を進め、家庭学習にも活用できるよう取り組んでいます。ネット環境が整っていない家庭へのモバイルルータ、タブレット端末の貸与は、中学3年生を最優先で行い、高校受験に向けてインターネット教材を活用した学習支援の充実を図っていくというご答弁を差し上げました。

続きまして 51 ページでございます。質問は、家庭学習を指導計画に位置付けて、評価することを検討することが必要ではないかというご質問です。

答弁といたしましては、臨時休業により授業時数が不足している現状において、児童・生徒の学習を取り戻すため、「学校での学習」と「家庭学習できる内容」を明確にした指導計画を立案し、学習を進める。文部科学省の通知も踏まえ、今後の家庭学習については指導計画の位置付けを経た上で、適切に評価に反映できるようにしてまいりますというご答弁を差し上げました。

続きまして 53 ページでございます。公明党の山本議員の質問でございます。53 ページはG I

G Aスクール構想に伴った「かつしか教育情報化推進プラン」の見直しと現在の進捗状況についてのご質問でした。

答弁といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、文部科学省ではG I G Aスクール構想を加速し、1人1台のタブレット端末を早期に実現することが打ち出されました。これに伴い、「かつしか教育情報化推進プラン」の見直しを進めているところです。今年度中に全児童・生徒にタブレット端末の整備を目指す方向で、7月頃には具体的な取組をまとめられるよう、検討を進めているところですよという答弁を差し上げました。

ちょっと飛びますけれども、59 ページでございます。質問は1人1台のタブレット端末の具体的な活用についてのご質問でございます。

答弁は、学校内においては様々な学習活動において、自分の判断で必要なときにタブレット端末を活用できる環境により、学習意欲につながる。学校外においても、デジタルドリル等を活用した学習や児童・生徒の自学自習で活用を図ることができ、学力向上につなげることができると考えているという答弁を差し上げました。

61 ページでございます。質問はタブレット端末を使用する上での家庭内環境の整備についてのご質問でした。

答弁は、インターネット教材の導入で、一部の家庭で教材を活用できない児童・生徒がいることが明らかになった。区としては教育格差が生じないよう国や都の補助金等も活用しながら、中学3年生から優先的にモバイルルータやタブレット端末の貸与を実施していくという答弁を差し上げました。

66 ページでございます。質問は配慮を要する児童・生徒に対するI C T教育の基本的な考え方についてのご質問でございました。

答弁といたしましては、I C Tを活用した教育は、配慮を要する児童・生徒に多様な教育活動を展開できる有効なツールであると考えています。不登校児童・生徒には、学校以外に学習機会を提供できる。また、特別な支援を要する児童・生徒には、映像による具体的で分かりやすい授業を提供し、また、日本語指導では母国語と日本語との翻訳機能の活用などにより、コミュニケーションを円滑にすることができる。今後、配慮を要する児童・生徒一人一人のニーズに応じたI C T教育の実現について、積極的に検討してまいりますという答弁を差し上げました。

68 ページでございます。質問は、新型コロナウイルス感染症の第2波を想定すれば、今現在、学校と家庭との双方を結ぶオンライン授業の準備が必要ではないかというご質問です。

答弁といたしましては、オンライン授業については、臨時休業中にテレビ会議システムを活用した授業や動画配信等を実験的に取り組んだ学校がございました。今後、タブレット端末の整備に合わせてオンライン授業についても学校ごとに差が生じないように、事例の研究を進めてまいりたいというご答弁を差し上げました。

山本議員のそのほかの質問については、例えばICT教育のメリット・デメリット、それから臨時休業期間中のインターネット教材の活用、タブレット端末の管理上の懸念事項と対策、教員への支援といったようなご質問がございました。

こちらにつきましては、学校教育担当部長から、メリットについては児童・生徒一人一人の学習履歴の把握ができる。児童・生徒の多様な意見にまとめて触れることができ、より確実に資質・能力の育成ができると。デメリットは自らが意欲的に取り組まなくては学習が進まない。健康への影響に注意を要する。また、学習と無関係の情報へのアクセスやネット上のいじめへの配慮が必要であるという答弁をいたしました。また、インターネット教材の活用につきましては、全ての学校にネット教材を導入しました。ネット教材を活用した学習支援の利用状況は小学校70%、中学校80%で利用しているということです。管理上の懸念事項につきましては、損傷や紛失などが考えられる。児童・生徒に正しい取扱いルールを理解してもらおうとか、教員からの指導徹底に努めていくという答弁です。

それから、教員への支援でございますけれども、教員が自信を持ってタブレット端末の活用が指導できるよう、葛飾教師の授業スタンダード等にICT活用に関する項目を追加し、ICT研修の見直し、ICT支援員の訪問回数の拡充に取り組むというご答弁を差し上げました。

また、生涯学習に関してのご質問がありましたので、そちらのほうは教育次長から答弁をいたしました。生涯学習に関して、区民大学をどのように再開していくのか。オンラインで学べる仕組みの構築は必要ではないのかといった質問でございますけれども、感染症対策ガイドラインを踏まえて、手指消毒や換気などにより安心して受講できる環境づくりを行いながら、区民大学を再開していきたい。オンラインで学ぶ方法については様々な方法、形態があるので、研究を行い、葛飾区にふさわしい仕組みを検討したいというご答弁を差し上げました。

74 ページをお開けください。かつしか区民連合、うてな議員からの質問でございます。質問内容はオンライン授業の普及とGIGAスクール構想との整合性を持った教育ICTの導入についてというご質問でございました。

お答えといたしましては、臨時休業中オンライン授業や動画配信に取り組んだ学校がある。この取組を検証・研究し、全校でノウハウの共有をする。また、GIGAスクール構想の加速による1人1台タブレット端末の整備を遅滞なく進め、全ての児童・生徒の学びを保障できる環境の実現に取り組むという答弁を差し上げました。

76 ページでございます。質問は、不登校で悩む児童・生徒の学校以外の場所での学習機会の創出についてのご質問でございました。

学校に登校できなくても、児童・生徒と教員がコミュニケーションを図れるオンライン授業は、不登校で悩む児童・生徒の学習機会を創出する有効な手段である。オンライン授業を効果的に活用するには、教員からの働きかけ、本人の意欲・関心、家庭環境、体調などを整える必要があり、

一人一人の状況に応じた支援につながるよう検討してまいりますという答弁を差し上げました。

そのほかに、通信料など負担の少ない契約を検証するべきというご質問がございましたけれども、学校教育担当部長のほうから回線費用に係る負担を最小限にできるよう情報収集に努めるというご答弁を差し上げました。

以上が、令和2年の第2回区議会定例会の一般質問の概要と答弁の概要でございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** それでは、ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** この質問の中にもありましたけれども、今の時点でオンライン授業の取組というのが非常に大事だと思います。新しい時代を担う子どもたちが生きていく中で、オンライン授業の活用がうまく行くか行かないかということが、このコロナ対策の中で本気になって取り組むか、取りあえず取り組むかという姿勢の中で大きな違いが出てくると思うので、ぜひこれからの子どもを育てるという意味で、オンライン授業にはしっかり力を入れて取り組んでいただきたいなということを、今のお話を聞いて思いましたので、ぜひ各学校にやっていただきたいなと思います。要望です。

○**教育長** ご要望ということで。

日高委員。

○**日高委員** 関連で、今、齋藤委員からお話しありましたけれども、オンラインと言っていますけれども、現実には慣れない教師がたくさんいると思うのです。ですから、やはり学校から子どもに発信するという場合においては、教員それぞれがやはり専門性を持って、ある程度これを使いこなせるという形を持っていないと、なかなか発信の姿ができないなと思いますが、その辺の研修等についてはいかがでしょうか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 今、お話がありましたとおり、オンライン授業と一口で言いますが、大きく二つありまして、双方向型と言われている、よく今ある「Z o o m」などがございます。もう一つは、オンデマンド型と言われている、よく「Y o u T u b e」で、いわゆる教員のほうからの発信という形のオンライン型というものでございます。

今、お話がありましたとおり、そういったものの操作スキル等が、これまで教職員にとってそこまで要求されていなかったところが、急にここに来て要求されて、学びを止めないための一つの方法ということになっているかなと思っております。答弁の中でも研修の充実ということも書かせていただいています。それから、ICTの支援員。これについてもしっかりとサポートしていく必要があると思います。

研修の在り方についても当然授業と一緒にすけれども、その開催方法をいろいろと工夫をしていく必要もがございます。ただ、お話にありましたとおり、やはり必要なことであると考えておりますので、教職員の研修についても今、検討を進めております。

○**日高委員** ありがとうございます。やはり行きつくところは、子どもに何をどのように施すかということになっていくと思いますので、教員の研修が大事だと思います。ぜひ力を入れてよろしくお願ひしたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。そのほか。

望月委員。

○**望月委員** いろいろ聞かせていただきました。今回の7名の方の質問に対して、6名の方が、ほぼインターネット授業のことでした。この答弁、私もずっと読ませていただいて、葛飾区の方角性というか、今の現状というのが全てこれで分かりました。その中で、今回3か月にも及ぶ休業中にインターネットを使った授業が、タブレットを使った授業が始まっているということも含めて、やはり各学校の格差というのが出てきているかと思うのですけれども、そういうことが少し分かれば聞かせていただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 今、「格差」というお話ですけれども、実際はやはりオンライン授業、双方向型に取り組んだ学校もございます。それについても、全学年ということではなかったりとか、あとはYouTube等によるオンデマンド型に取り組んだところもありました。また、家庭訪問や、しっかりとプリント学習等でも取り組んだ学校もあります。それについては、格差というよりは、それぞれの学校で、その学校でできる最大限の学びの保障ということで頑張っていたと思っております。

ただ、これから1人1台子どもたちにタブレット端末がわたるということでございますので、やはりこのオンライン授業についても、その選択肢の一つとして整備をする必要があると考えておりますので、今回のところについては、その格差が出ないように各学校、非常にいろいろと工夫はしていたなと思っております。

ただ、この答弁にありましたとおり、様々な各校の独自の取組等もありましたので、そのあたりについて今、検証をしながら、やはりやればよいというものではなくて、実は課題もいろいろと出てきております。

例えば個人情報の問題であるとか、新しい技術ですので、やる中での課題も出てきておりますので、そのあたりもやはり整理する必要があると認識しております。

○**望月委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 一般質問の中で、ICTとは違うのですが、集団活動を支援していただきたいというか、各学校の支援を検討してまいりますという答弁があった中で、やはり今年ほとんどの行事が中止されている中で何ができるのかというのは、本当に厳しいところで、すごく難しい部分ではあると思うのですが、各校1取組という考えの中で、1個ずつでも何かしら集団活動が実施可能になるように向けて、いろいろとお知恵を出しながら支援をよろしくお願ひしたいなと思います。要望です。

○教育長 ご要望でよろしいですか。

そのほかにはいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 感想になろうと思うのですが、齋藤委員が、くしくもおっしゃっていただいたのですが、やはりオンライン授業という部分が、教育の様相が変わってくるのかなという感想を持っています。と申しますのは、あるニュースで、本区ではないのですが、実際にオンライン授業で、Zoomで教師と対面できたので、教室で対座してやるよりも非常に勉強になったという、今風の子どもたちのコメントがあったのです。

ですが、やはりこのウィズ・コロナではないのでしょうかけれども、新しい時代の様相が、新たな生活様式という中で、教育の方向性もオンラインと併用しながらやっていくのも一つの教育の方向かなという感想を持ちましたので、発言させていただきました。以上です。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の3をこれで終了といたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 2点ほどあるのですが、まず1点が、直近のニュースで、立石中学校の英語の授業で、教師が自作でフェイスシールドを作ってやっているのが放映されていたのです。それを見たときに、これは一つの例ですが、フェイスシールドを作るにも何をやるにもお金がかかってくるということで、各学校の現場で、この新型コロナウイルス対策で、様々なことが起きているのではないかと。例えば予算がかかることがあるのではないかと気がしましたので、現時点で、補正予算でどういう対応を取ったのか。また、今後どのような運営についての取組をされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今、立石中学校の例がございましたけれども、基本的には学校再開に向けまして5月の段階で私ども学務課と、それから各校長、それから養護教諭の先生方と、事前に十分に情報交換をさせていただきました。現場に必要な最優先となるものは何なのか、それから配備となる

数の目安、こういったものを十分に事前に調整した上で、学務課でまず最初の5月の補正では手指消毒用のアルコール、それから手すり、ドアノブ等の消毒のための次亜塩素酸ナトリウム。それから朝、学校でまず登校したときに実施するのは健康観察でございますので、自宅で検温できなかった児童・生徒に対して、学校で検温するための非接触型の体温計。まずこれを補正予算で計上したところでございます。

また、今回の補正予算でも計上していく予定ではあるのですが、時間的なスピード感を求めるためには、当初予算で配当を受けた予算の中ですけれども、私ども2月に整理をしています。まずは、先ほど申し上げたような建物等の消毒です。1日1回以上という目安はございますけれども、具体的にはトイレだとか手すりだとか廊下等の施設のための消毒液をしっかりと確保すること。それから今週から始まりました食事の提供に伴いまして、エプロン、それから手袋、ヘアキャップなど使い捨てになりますけれども、当面段階的な教育活動を再開する上で必要とされる給食用の対応。こうしたものを可能な限り事前に購入して、各学校に配備してございます。

購入に当たりましては、国や東京都の予算なども当然財政の限りがあるわけでございますけれども、必要な財源は可能な限り確保した上で、必要な物品を用意してきたところでございますし、今後も必要なものは過不足ないように適宜用意していきたいという考えでございます。

以上です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、様々購入するということだったのでございますけれども、全国一斉に購入しますので、その辺のところで購入ができなくなるような状況というのもしられるかもしれないですね。ですから、その辺についても先を見通してしっかり購入の取組をしていただきたいというのが1点。

それから、今、想定していないようなことがこれから起こると思うのです。そのときに予算が必要になるのではないかとと思うのですけれども、そういう場合の予算というのは、どのように対応されるお考えですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今、お話ししたと若干重複しますが、配当された予算で、流用等の対応で可能な限り対応すること。その辺を念頭に考えているところでございます。以上です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 分かりました。

ではもう1点お聞きします。葛飾区は学校施設におけるエネルギー使用量の削減ということで、第5次葛飾区環境行動計画である葛飾区地球温暖化対策実行計画に基づいて、エネルギー使用量削減目標の達成に努めていくということなのですが、その取組の中で、毎年でしょうけれども、光熱水費の学校別の増減表というのが報告されているのですが、今年いただいた資料の中で、電気、ガス、水道、いつも報告されているのですが、前年度からかなり増えていると

ころ、大きく減っているところ、様々あるのですけれども、一つ一つやると時間がかかると思いますので、それらに対して、減らしていかなければいけないわけですが、特に増えたところ、気になったところだけ聞きますけれども、水道使用量で前年度プラス 38%が東水元小学校。そのほかにも 30%台とか 20%台とかいろいろあるのですけれども、特に多かったのも、一般的にどのようなことが考えられるのかその説明をしていただければ。

また今後それらについて検証して、削減計画を進めなければいけないわけですから、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、分かる範囲でご答弁いただければと思います。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 ただいま齋藤委員からご質問をいただきました東水元小学校に関しましては、パイプの破損というものがございました。そちらに関しましては現在工事が終了しておりますので、今年度の実績等を注視したいと思っているところでございます。

また、全体の光熱水費についてでございますが、やはり熱中症が心配されているところでございまして、デマンドの量を増やしたりだとかしなければいけない部分もございます。また、昨年度、中学校の体育館に冷暖房機を入れた関係がありまして、ガス式なのですけれども、そちらの光熱水費が増えてしまうところもございますので、やはり必要な分は使うけれども、不必要な部分は消していただくというのを学校にお願いしながら、エネルギーの削減とまた子どもたちの安全に配慮していただくという両立を学校とともに図っていきたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。そのほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和2年教育委員会第6回定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 10時50分